

大船渡浄化センター包括運営事業 事業契約書（案）

- 1 事業名 大船渡浄化センター包括運営事業
- 2 事業場所 岩手県大船渡市大船渡町字欠ノ下向地内外
- 3 事業期間 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日
ただし、本契約の定めに従って短縮される場合がある。
- 4 契約金額 維持管理業務に係る契約金額（サービス対価（維持管理））
金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）
 - ① サービス対価（維持管理）のうち、固定費
金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）
 - ② サービス対価（維持管理）のうち、変動費
下記の変動費単価を基準として添付事業契約約款の定める計算
方法により算出した金額とする。
金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）
- 5 契約保証金 添付事業契約約款第10条に定めるとおり。
- 6 契約条件 添付事業契約約款のとおり。

上記の事業契約について、下記の委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付事業契約約款に従って締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者：大船渡市

代表者 大船渡市長

⑨

受託者：

⑨

大船渡浄化センター包括運営事業

事業契約約款

目次

第1章 総則	6
第1条 (目的)	6
第2条 (定義)	6
第3条 (解釈)	7
第4条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	8
第5条 (本事業の対象施設)	8
第6条 (本事業の実施スケジュール)	8
第7条 (事業場所)	8
第8条 (本事業の概要)	9
第9条 (許認可等)	9
第10条 (契約保証金等)	9
第11条 (保険)	10
第2章 維持管理業務	10
第1節 総則	10
第12条 (維持管理業務の概要)	10
第13条 (第三者による実施)	10
第14条 (維持管理の実施体制等)	11
第15条 (ユーティリティーの調達)	11
第2節 業務準備等	11
第16条 (施設機能等の確認)	11
第17条 (維持管理業務実施計画の策定)	11
第18条 (維持管理業務実施計画の修正)	12
第19条 (維持管理業務実施計画の実施に伴う費用・責任)	12
第20条 (許認可の取得等)	12
第3節 業務運営	12
第21条 (流入基準)	12
第22条 (流入水の処理)	12
第23条 (流入水質が流入基準を満たさない場合)	13
第24条 (流入水量が流入基準を上回った場合)	13
第25条 (流入水の水量、水質の変化の把握)	13

第 26 条	(汚泥の処理、運搬)	14
第 27 条	(引継事項)	14
第 28 条	(期間満了による引継業務)	14
第 29 条	(今後の施設改良計画等に関する提案等)	14
第 4 節	モニタリング	14
第 30 条	(維持管理業務に関するモニタリング)	15
第 31 条	(乙による本施設の環境計測)	15
第 32 条	(甲による放流水の監視、立入検査)	15
第 33 条	(業務の報告)	15
第 34 条	(回復措置請求)	16
第 3 章	サービス対価の支払い	16
第 35 条	(サービス対価(維持管理)の支払い)	16
第 36 条	(法令等の変更によるサービス対価の減額)	16
第 37 条	(サービス対価の変更、減額、返還)	17
第 4 章	契約の終了	17
第 38 条	(契約期間)	17
第 39 条	(甲の事由による解除)	17
第 40 条	(乙の債務不履行等による解除)	17
第 41 条	(甲の債務不履行による解除等)	18
第 42 条	(法令の変更及び不可抗力)	18
第 43 条	(契約解除による本業務の引継ぎ)	19
第 44 条	(違約金及び損害賠償)	19
第 45 条	(保全義務)	20
第 46 条	(関係書類の引渡し等)	20
第 5 章	知的財産権	20
第 47 条	(著作権の帰属等)	20
第 48 条	(著作権の利用等)	20
第 49 条	(著作権等の譲渡禁止)	21
第 50 条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	21
第 51 条	(第三者の知的財産権等の侵害)	21
第 52 条	(知的財産権の使用の責任)	22
第 6 章	雑則	22
第 53 条	(公租公課の負担)	22
第 54 条	(関係者協議会)	22
第 55 条	(財務書類の提出)	22
第 56 条	(秘密保持)	23

第 57 条	(個人情報保護)	23
第 58 条	(権利等の譲渡制限)	23
第 59 条	(遅延利息)	24
第 60 条	(本業務の停止)	24
第 61 条	(要求水準書の変更)	24
第 62 条	(管轄裁判所)	25
第 63 条	(疑義に関する協議)	25
第 64 条	(その他)	25
別紙 1	事業日程 (第 6 条、第 12 条関係)	27
別紙 2	本業務一覧 (第 12 条、第 34 条関係)	28
別紙 3	法令変更による費用の負担割合 (第 42 条関係)	30
別紙 4	付保すべき保険 (第 11 条関係)	31
別紙 5	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合 (第 42 条関係)	32
別紙 6	流入基準 (第 21 条関係)	33
別紙 7	放流水質要求基準 (第 22 条関係)	35
別紙 8	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応 (第 22 条、第 31 条、第 40 条関係)	36
別紙 9	流入基準未達の場合の対処方法 (第 23 条、第 24 条関係)	38
別紙 10	管理日報、管理週報、管理月報、管理年報等の記載内容 (第 33 条関係)	39
別紙 11	サービス対価 (第 35 条、第 37 条、第 43 条関係)	41
別紙 12	モニタリング及びサービス対価の減額 (第 22 条、第 30 条、第 37 条関係)	47

大船渡市（以下「甲」という。）及び[●] or [●を代表企業とする●グループの構成員]（以下「乙」という。）は、大船渡浄化センター包括運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 （目的）

本契約は、本事業に関して甲が実施した事業者の選定において、乙が本事業の実施を担う者として選定されたことを確認し、甲及び乙との間で本事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 （定義）

本契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理期間」とは、別紙1（事業日程）に記載された維持管理業務の開始日（本契約の定めに従って当該開始日に変更された場合には、変更後の開始日）から維持管理業務の完了日までをいう。
- (2) 「維持管理企業」とは、乙以外に維持管理業務を実施する者である●●●●をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、別紙2（本業務一覧）に記載された維持管理業務に定める業務をいう。
- (4) 「後継事業者」とは、本契約が期間満了によって終了した後、次期事業期間における本事業に係る業務を甲から受託する者をいう。
- (5) 「サービス対価（維持管理）」とは、第35条（サービス対価（維持管理）の支払い）に基づき乙に対して支払われる維持管理業務に係る対価をいう。
- (6) 「事業年度」とは、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (7) 「次期事業期間」とは、本契約期間の終了直後に開始する事業年度以降の期間をいう。
- (8) 「次期事業契約」とは、甲が、次期事業期間における本事業の実施に関して本業務と同種の業務を委託するために乙又は当該業務に関する選定手続によって選定された乙以外の者との間で締結する事業契約をいう。
- (9) 「成果物」とは、乙が作成した計画書、報告書、図面及びその他甲が本契約又は甲の求めに応じて乙が甲に対して提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (10) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚

染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。

- (11) 「選定手続」とは、本事業に関して甲が実施した事業者の選定に関する手続をいう。
- (12) 「提案事項」とは、提案書類に記載された、本事業に係る乙の提案をいう。
- (13) 「提案書類」とは、選定手続において乙が甲に対して提出した提案書、甲からの質問に対する回答書その他乙が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (14) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他甲及び乙の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であつて、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいう。
- (15) 「法令等」とは、本事業又は乙に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (16) 「募集要項等」とは、選定手続において甲が公表した募集要項及び要求水準書その他一切の書類（その後の修正及び変更を含む。）をいう。
- (17) 「本業務」とは、維持管理業務その他これらに付随し、関連する一切の業務をいう。
- (18) 「本契約期間」とは、第 38 条（契約期間）に定める本契約の契約期間をいう。
- (19) 「本事業用地」とは、本事業が実施される用地をいい、具体的には、募集要項等において下水処理場及びマンホールポンプ場の所在地として特定された土地をいう。
- (20) 「本施設」とは、第 5 条（本事業の対象施設）に定める本事業の対象となる施設その他関連する施設をいう。
- (21) 「本引継期間」とは、令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月末日までの期間をいう。
- (22) 「モニタリング支援機関」とは、甲が、本契約に基づく維持管理業務に関する検査、計測、試験等の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいう。
- (23) 「要求水準」とは、要求水準書に記載された業務水準をいう。
- (24) 「要求水準書」とは、選定手続において甲が公表した要求水準書（その後の修正及び変更を含む。）をいう。

第3条 （解釈）

1. 乙は、法令等のほか、本契約、募集要項等及び提案書類に従って本事業を遂行する

ものとし、本契約、募集要項等及び提案書類の間に齟齬がある場合、本契約、募集要項等、提案書類の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は提案書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先する。ただし、提案書類が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書類が要求水準書に優先する。

2. 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。
3. 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約の解釈に影響を与えるものでない。

第4条 （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

1. 乙は、本事業が公共施設の整備事業としての高い公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
2. 乙は、甲の求めるところに応じて、本事業に係る甲の監査に対し、必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行う。
3. 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第5条 （本事業の対象施設）

本事業の対象施設は、大船渡浄化センター（岩手県大船渡市大船渡町字欠ノ下向）及びマンホールポンプ場 18 箇所をいい、具体的な内容及び範囲は、募集要項等及び提案書類に定めるとおりとする。

第6条 （本事業の実施スケジュール）

本事業は、別紙 1（事業日程）に記載される日程に従って実施される。

第7条 （事業場所）

1. 乙は、本契約期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行うほか、本事業用地を利用することができる。
2. 乙は、本事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行う。
3. 本契約期間において、乙の責めに帰すべき事由によらず本事業用地の埋蔵物、埋設物、地質、土壌汚染又は地盤沈下に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、募集要項等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に予見可能な範囲の損害、損失及び費用は乙が、それ以外の部分（以下「予見不可能な損害等」という。）は甲が負担する。

第8条 （本事業の概要）

本事業は、維持管理業務その他これらに付随、関連する業務により構成される。

第9条 （許認可等）

1. 乙は、甲が取得すべき許認可を除き、本業務に関する本契約上の乙の義務を履行して本事業を遂行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を、自らの責任及び費用負担において完了しなければならない。
2. 乙は、甲が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを甲に提出する。
3. 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による第1項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。
4. 甲が本事業に関し許認可を取得し又は届出を行うなど手続を履践する必要がある、乙に対して協力を求めた場合、乙は、甲による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

第10条 （契約保証金等）

1. 乙は、自ら甲に対し、本件維持管理期間に係る保証について、開始日までに、次の各号に掲げるもののうち、いずれかの保証を付さなければならない。ただし、第(4)号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に提出しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他甲が適当と認める金融機関の保証証書による担保の提供
 - (4) 甲を被保険者とする、本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2. 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、本件維持管理期間中は、維持管理期間が開始する日が属する事業年度に支払われる予定のサービス対価（維持管理）の10分の1に相当する金額とする。
3. 甲及び乙は、前項に定める契約保証金の額又は保険金額について、本契約の定めに従って、サービス対価（維持管理）が変更する場合には、支払われる予定のサービス対価（維持管理）に応じて、10分の1に相当する金額に達するまで、増額又は減額を相手方に請求することができる。
4. 第1項第(1)号の定めるところに従って納付された契約保証金は、本件維持管理期間の満了後において、甲に対して返還を請求できる。

第11条 （保険）

1. 乙は、自己又は維持管理企業をして、維持管理期間中、別紙4（付保すべき保険）に定めるところに従って、保険に加入し、又は加入させる。
2. 前各項の定めるところに従って保険に加入し又は加入させた場合、乙は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、甲に提出して、甲の確認を受けなければならない。

第2章 維持管理業務

第1節 総則

第12条 （維持管理業務の概要）

1. 乙は、本施設に関して、維持管理期間にわたり、維持管理業務を行う。
2. 乙が行う維持管理業務の範囲は、別紙2（本業務一覧）のとおりとする。
3. 乙は、本契約締結後、別紙1（事業日程）所定の時期に、維持管理業務を開始し、募集要項等及び提案事項に基づき、第17条（維持管理業務実施計画の策定）で定める維持管理業務実施計画に従って維持管理業務を遂行する。
4. 乙は、維持管理業務の遂行に当たり、募集要項等及び提案事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。
5. 乙は、善良なる管理者の注意をもって維持管理業務を遂行するものとする。

第13条 （第三者による実施）

1. 乙は、維持管理業務の全部又は一部を維持管理企業に委託して実施させることができる。
2. 乙は、維持管理企業以外の第三者に、維持管理業務の全部又は大部分を委託してはならない。
3. 乙は、維持管理業務の一部を維持管理企業以外の第三者に委託する場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他甲が求める事項を甲に届け出る。維持管理企業又は当該第三者が維持管理業務の一部を自己以外の第三者に委託する場合も同様とする。
4. 維持管理企業その他維持管理業務に関して乙又は維持管理企業が使用する一切の第三者に対する維持管理業務の委託は全て乙の責任において行うものとし、維持管理企業その他維持管理業務に関して乙又は維持管理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

第14条 （維持管理の実施体制等）

1. 乙は、維持管理業務に関し、募集要項等及び提案事項に基づき、維持管理業務全般を総合的に把握し、甲及び関係機関等との調整を行う総括責任者、維持管理業務の各業務の管理等を行う業務責任者及びその他の維持管理業務に従事する者（本条において、「維持管理職員」という。）を選任して維持管理業務の実施体制を整える。
2. 乙は、前項の維持管理職員の氏名、有する資格等を記載した名簿を作成して甲に提出することとし、名簿に記載された維持管理職員に異動があった場合、その都度届出なければならない。この場合における届出は、最新の名簿を添えて異動のある維持管理職員を書面で通知することにより行う。
3. 甲は、特定の維持管理職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対しその交代を求めることができ、乙はこれに従う。

第15条 （ユーティリティーの調達）

1. 乙は、自己の責任と費用により、維持管理業務の実施に必要な電力、水道、薬品及びガスその他の燃料等を調達しなければならない。
2. 乙が水処理に使用する薬品は、甲の承諾を得なければならない。
3. 乙は、本契約に別段の定めがない限り、維持管理業務の遂行のため、本施設及び本契約締結時において本施設内に存在する消耗品類、資機材、事務備品その他物品を無償で使用することができる。
4. 乙は、前項に定める場合を除き、自己の責任と費用により、維持管理業務の実施に必要な全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。なお、乙によって購入又は調達された物品等の所有権は、甲に帰属するものとする。
5. 第1項、及び第4項において定める燃料等及び物品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、サービス対価（維持管理）に含まれているものとし、サービス対価（維持管理）の支払のほか、乙は、備品等に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も甲に請求できないものとする。

第2節 業務準備等

第16条 （施設機能等の確認）

甲及び乙は、本契約締結後、1ヶ月以内に、本施設の性状、機能その他の内容について、双方立会いの上（ただし、甲は、モニタリング支援機関に立会いを委託することができる。）、確認するものとする。

第17条 （維持管理業務実施計画の策定）

1. 乙は、本契約締結後速やかに、維持管理業務の実施のため、維持管理期間の維持管

理業務実施計画を書面によって策定し、維持管理業務開始前までに甲の承諾を得なければならない。

2. 前項の定めるところに従って作成される維持管理業務実施計画の内容は、募集要項等及び提案事項に定めるとおりとする。

第18条 （維持管理業務実施計画の修正）

1. 甲は、前条に基づく維持管理業務実施計画が不適當であると認める場合には、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を求めることができる。
2. 甲は、正当な理由なく、維持管理業務実施計画に対する承諾を留保し、又は遅延してはならない。

第19条 （維持管理業務実施計画の実施に伴う費用・責任）

維持管理業務実施計画は、乙の責任と費用により実施されるものとする。

第20条 （許認可の取得等）

1. 乙は、維持管理業務のうち、募集要項等に定める資格を有する者が行うべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
2. 乙は、甲から、維持管理業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
3. 前項のほか、乙は、維持管理業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第3節 業務運営

第21条 （流入基準）

1. 甲は、流入水の水量及び水質が、別紙6（流入基準）（以下「本流入基準」という。）を満たすよう、下水道管理者として可能な限り努力を行うものとする。
2. 甲は、その故意又は重過失によって本流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより乙に損害を生じさせた場合、乙に対しその損害を賠償する責任を負うものとする。

第22条 （流入水の処理）

1. 乙は、流入水を別紙7（放流水質要求基準）（以下「本放流水質基準」という。）に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第23条（流入水質が流入基準を満たさない場合）第2項又は第24条（流入水量が流入基準を上回った場合）第2項において、乙が責任を負わない旨規定されている場合を除く。
2. 流入水が本流入基準を満たしている場合において、本放流水質基準を達成できなかつ

ったときは、甲は、別紙 8（放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応）に基づき、要求水準の未達の内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。乙は改善計画書の提出を命じられてから 7 日以内に改善計画書を甲に提出し、速やかに甲の承認を受けるものとする。乙は確認を受けた改善計画書に従い維持管理業務を行うものとする。

3. 流入水が本流入基準を満たしている場合において、本放流水質基準が満たされなかったときは、甲は、別紙 8（放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応）及び別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額）の 3（要求水準未達の場合の措置）に規定された基準に従いサービス対価（維持管理）の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、別紙 8（放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応）に示す、予め甲が指定した「やむを得ない事態」による場合、これに基づきサービス対価（維持管理）の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求を行うことはできないものとする。

第23条 （流入水質が流入基準を満たさない場合）

1. 流入水質が、水質に関する本流入基準を満たさなかった場合、流入基準未達が別紙 9（流入基準未達の場合の対処方法）に示す水質に係る対応可能な悪質流入水として列挙されたものであるときは、第 22 条（流入水の処理）の規定を準用する。
2. 流入基準未達が別紙 9（流入基準未達の場合の対処方法）に示す水質に係る対応可能な悪質流入水として列挙されたもの以外である場合は、放流水が本放流水質基準を満たしていない場合においても、乙は責任を負わないものとする。ただし、乙が本条第 3 項に違反した場合又は乙に故意又は過失がある場合はこの限りではない。
3. 前項本文に定める場合、乙は、本放流水質基準を満たすことができるよう努めるものとし、甲から指示がある場合はそれに従うものとする。

第24条 （流入水量が流入基準を上回った場合）

1. 流入水量が、水量に関する本流入基準を上回った場合（さらに流入水質も本流入基準を満たさない場合も含む。）、乙は、別紙 9（流入基準未達の場合の対処方法）に従い対応するものとする。
2. 前項の場合においては、放流水が本放流水質基準を満たさない場合においても、乙は責任を負わず、これを理由にサービス対価（維持管理）は減額されないものとする。ただし、乙が前項の対応方法に従わなかった場合、乙に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第25条 （流入水の水量、水質の変化の把握）

1. 乙は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が本流入基準の範囲

を逸脱している場合、速やかに甲に報告するものとする。

2. 甲は、流入水量及び水質について、本流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに乙に通知するものとする。

第26条 （汚泥の処理、運搬）

1. 乙は、本施設における流入水の処理に伴い発生する汚泥を、要求水準書に従って、自己の責任と負担により適切に処理するものとする。
2. 乙は、本施設における流入水の処理に伴い発生する汚泥の運搬を維持管理企業に委託するものとする。

第27条 （引継事項）

1. 乙は、維持管理中、本施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（以下「維持管理引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本施設に備え置くものとする。
2. 甲は、いつでも、本施設において引継事項を閲覧し、また、乙に対し維持管理引継事項の内容の説明を求めることができる。
3. 乙は、必要に応じて、維持管理引継事項の内容を変更するものとする。乙は、維持管理引継事項の内容を変更したときは、甲に対し、速やかに維持管理引継事項を変更した旨通知するものとする。

第28条 （期間満了による引継業務）

1. 乙は、本引継期間開始の1ヶ月前までに、次期事業期間における維持管理業務を後継事業者を引き継ぐための引継計画書（以下「本引継計画」という。）を作成し、維持管理引継事項と合わせて甲に提出する。ただし、乙が後継事業者となる場合はこの限りではない。以下、本条の適用において同じ。
2. 甲は、乙に対し、前項により甲に提出された本引継計画の補正を求めることができ、乙は、これに応じなければならない。
3. 乙は、本引継期間中、本引継計画に従った本事業に係る業務の引継に関する業務（以下「引継業務」という。）を遂行する。

第29条 （今後の施設改良計画等に関する提案等）

乙は、募集要項等及び提案事項に従い、本施設について、甲による今後の施設改良計画及び維持管理計画の策定に資するよう、今後の施設改良計画等に関する提案を自ら行い又は維持管理企業をして行わせる。

第4節 モニタリング

第30条 （維持管理業務に関するモニタリング）

甲は、自ら又はモニタリング支援機関に委託して、乙の行う維持管理業務に関して、別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額）及び本節の定めに従いモニタリングを実施するものとする。乙は、かかる甲のモニタリングに協力し、かつ、別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額）に定めるセルフモニタリングを実施するものとする。

第31条 （乙による本施設の環境計測）

乙は、日常的な運転管理のため及び放流水が本放流水質基準を満たしているかを確認するため、要求水準書に定める一般管理水質試験項目及び法定水質試験項目の計測を行う。計測の結果、本放流水質基準を満たしていない場合、乙は別紙 8（放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応）に規定された措置を行うものとする。

第32条 （甲による放流水の監視、立入検査）

1. 甲は、維持管理期間中、随時、自らの費用で、自ら又はモニタリング支援機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
2. 甲は、随時、自ら又はモニタリング支援機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本施設の機能（以下「施設機能」という。）について検査を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
3. 甲（甲が委託したモニタリング支援機関を含む。）は、前項の施設機能の検査又は乙の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、乙に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜乙に説明を求めることができるものとし、乙は、これに協力するものとする。
4. 前 3 項に基づく検査等の結果、本放流水質基準を満たしていない場合、第 22 条（流入水の処理）第 2 項及び第 3 項の定めるところに従う。

第33条 （業務の報告）

1. 乙は、本施設の点検及び第 31 条（乙による本施設の環境計測）に規定する環境計測の結果について、別紙 10（管理日報、管理週報、管理月報、管理年報等の記載内容）に従い業務報告書を作成する。
2. 乙は、管理週報、管理月報及び管理年報を作成し、甲に提出する。管理週報、管理月報及び管理年報に記載すべき事項は別紙 10（管理日報、管理週報、管理月報及び管理年報等の記載内容）によるものとし、定めのない様式については、乙の提案に

基づき、甲が承認するところによる。

3. 甲は、前2項に基づき作成される管理日報、管理週報、管理月報及び管理年報（以下「本報告書」という。）の内容について、乙に説明を求め、また、必要な範囲で、乙が業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
4. 乙は、本報告書について整理保管し、甲から提示を求められた場合には、速やかに提示しなければならない。
5. 甲及び乙は、本契約締結後、維持管理期間の開始日までの間、協議によって、本報告書の種類及び内容を変更することができる。この場合、甲及び乙は、維持管理期間の開始日までに、変更後の本報告書の種類及び内容を書面で確認するものとし、当該書面によって、本報告書に関する本条及び別紙10（管理日報、管理週報、管理月報、管理年報等の記載内容）の内容は変更されるものとする。

第34条 （回復措置請求）

1. 第32条（甲による放流水の監視、立入検査）第2項に規定する施設機能の検査の結果、募集要項等又は提案事項に従った維持管理業務がなされていないことによって施設機能が劣化したと甲が判断した場合、甲は、違反内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。乙は、改善計画書の提出を命じられてから7日以内に改善計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。乙は確認を受けた改善計画書に従い維持管理業務を行うものとする。
2. 甲は、前項の期限内に乙が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善計画書どおりに維持管理業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、乙に施設機能の回復に必要な措置を乙の負担により行うことを請求することができる。

第3章 サービス対価の支払い

第35条 （サービス対価（維持管理）の支払い）

甲は、乙に対し、サービス対価（維持管理）を、別紙11（サービス対価）の2（サービス対価（維持管理））に定めるところに従って支払う。ただし、サービス対価（維持管理）は、別途本契約に定めるところにより、増額又は減額されるものとする。

第36条 （法令等の変更によるサービス対価の減額）

法令等の変更により、要求水準書又は提案事項の変更が可能となり、当該変更によってサービス対価の減額が可能な場合、甲及び乙は、協議により要求水準書又は提案事項について必要な変更を行い、サービス対価を減額する。

第37条 (サービス対価の変更、減額、返還)

1. 甲及び乙は、本契約締結後、別紙 11 (サービス対価) の 3 (サービス対価の改定) に従ってサービス対価を変更することができる。
2. サービス対価 (維持管理) は、別紙 12 (モニタリング及びサービス対価の減額) の 4 (サービス対価の減額) に従って減額され、また、乙は、別紙 12 の 5 (サービス対価 (維持管理) の返還) の定めに従ってサービス対価 (維持管理) を甲に返還しなければならない。

第4章 契約の終了

第38条 (契約期間)

本契約期間は、本契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

第39条 (甲の事由による解除)

甲は、本事業の実施の必要がなくなった又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、6 ヶ月以上前に乙に通知のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第40条 (乙の債務不履行等による解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、何らの催促等を要することなく、直ちに、書面にて乙に対して通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡りの処分を受けたとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは競売の申し立て、又は公租公課の滞納処分等を受けたとき。
- (3) 乙が、本契約に定める甲に対して提出すべき書類に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (4) 維持管理業務開始予定日から 60 日が経過しても維持管理業務の着手ができないとき又は維持管理業務開始予定日から 60 日以内に維持管理業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (5) 乙が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これら

に類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。

- (6) 乙が本契約上の義務に違反し、かつ甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (7) 乙が選定手続において重大な法令の違反をしたとき。
- (8) 乙が、別紙 8（放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応）（4）に定める解除事由に該当したとき。
- (9) 乙が、別記「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」に該当したとき。
- (10) 前各号に規定する場合のほか、乙が法令等又は本契約に違反し、その違反により本事業の目的を達することができない又は本事業を継続することが適当でないとして甲が認めたとき。

第41条 （甲の債務不履行による解除等）

1. 甲が本契約上の義務に違反し、かつ乙による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しない場合、乙は、本契約の全部を解除することができる。
2. 甲が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、大船渡市財務規則第 134 条第 2 項に定める割合で計算した額（1 年を 365 日として日割計算とする。）を乙に対し遅延損害金として支払う。

第42条 （法令の変更及び不可抗力）

1. 法令の変更若しくは不可抗力により損害、損失若しくは費用を被ったとき、本業務を本契約及び要求水準に従って遂行することができなくなったときその他本事業の全部又は一部の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本業務を本契約、要求水準及び提案事項に従って遂行するために追加的な費用が必要な場合、乙は甲に対して、速やかにその旨を通知するものとし、甲及び乙は、本契約、要求水準書及び提案事項の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議する。
2. 法令の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、甲は乙に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。乙は、当該指示に従い、本業務を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙 3（法令変更による費用の負担割合）及び別紙 5（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に記載する負担割合による。
3. 前項の定めるところにかかわらず、法令の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4. 甲は、法令の変更または不可抗力による甲の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第43条 (契約解除による本業務の引継ぎ)

1. 第 39 条 (甲の事由による解除) ないし第 41 条 (甲の債務不履行による解除等) により本契約が本契約期間満了前に終了した場合、乙は、速やかに、本業務を甲の選定した事業者 (以下「引継事業者」という。) に引き継ぐものとし、当該引継事業者が本業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。
2. 前項の定めるところに従って、引継事業者が本業務を引き継いだ後、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従って、サービス対価 (維持管理) を取り扱う。
 - (1) 本契約の解除が第 40 条 (乙の債務不履行等による解除) の規定に基づくときは、甲は乙に対し、別紙 11 (サービス対価) の 2 (サービス対価 (維持管理)) に基づき契約解除日が属する月に支払われるべきサービス対価 (維持管理) を、解除日までの期間の日数及び実績に応じて支払う。
 - (2) 本契約の解除が第 39 条 (甲の事由による解除) 又は第 41 条 (甲の債務不履行による解除等) の規定に基づくときは、甲は乙に対し、前号に定めるサービス対価 (維持管理) を支払うとともに、第 44 条 (違約金及び損害賠償) 第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息 (大船渡市財務規則第 134 条第 2 項に定める割合で計算した額とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。) を、一括払い又は分割払いにより乙に対し支払う。
 - (3) 本契約の解除が第 42 条 (法令の変更及び不可抗力) の規定に基づくときは、甲は乙に対し、第 (1) 号に定めるサービス対価 (維持管理) を支払うとともに、乙が維持管理業務を終了させるために要する費用を乙に対して支払う。

第44条 (違約金及び損害賠償)

1. 第 40 条 (乙の債務不履行等による解除) の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対し、当該事業年度に支払われる予定のサービス対価 (維持管理) の合計額の 10 分の 1 に相当する額を、それぞれ違約金として甲の指定する期限までに支払う。
2. 前項の場合において、第 10 条 (契約保証金等) 第 1 項の規定により保証が付されているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
3. 第 40 条 (乙の債務不履行等による解除) に基づく解除に起因して甲が被った損害額が第 1 項の違約金額を上回る場合、乙は、その差額を甲の請求するところから支払う。

4. 第 39 条（甲の事由による解除）又は第 41 条（甲の債務不履行による解除等）の規定により本契約が解除された場合、甲は、当該解除により乙が被った損害額を、乙の請求するところに従って支払う。

第45条 （保全義務）

乙は、解除の通知がなされた日から第 43 条（契約解除による本業務の引継ぎ）による本業務の引継完了のときまで、本施設について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第46条 （関係書類の引渡し等）

1. 乙は、第 43 条（契約解除による本業務の引継ぎ）に基づく本業務の引継ぎの完了と同時に、甲に対して、維持管理引継事項（ただし、既に乙が提出しているものを除く。）その他本施設の整備及び修補に係る書類並びに維持管理業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡す。
2. 甲は、前項に基づき提出を受けた図書等を無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

第 5 章 知的財産権

第47条 （著作権の帰属等）

甲が、本事業の選定手続又は本契約に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等の著作権は、甲に帰属する。

第48条 （著作権の利用等）

1. 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、事業契約の終了後も存続するものとする。
2. 甲が、乙以外の第三者との間で次期事業契約を締結する場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、甲の指定する者も有するものとする。
3. 成果物のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
4. 乙は、甲（第 2 項における乙以外の第三者を含む。）が甲以外の者に著作者の権利が帰属する成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（乙を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項

又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、甲又は甲が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
5. 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本契約で別途定める場合及びあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

第49条（著作権等の譲渡禁止）

乙は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第50条（第三者の有する著作権の侵害防止）

1. 乙は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。
2. 乙は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本契約の終了後も存続するものとする。

第51条（第三者の知的財産権等の侵害）

1. 乙は、本契約の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（以下、本条及び次条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。
2. 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲又は甲の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲又は甲の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示

する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、本契約の終了後も存続するものとする。

第52条 （知的財産権の使用の責任）

乙は、知的財産権等の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該知的財産権等の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第6章 雑則

第53条 （公租公課の負担）

本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙がこれを負担する。

第54条 （関係者協議会）

1. 甲及び乙は、本契約において甲及び乙による協議が予定されている事由に関する甲及び乙の業務担当者における協議が不調に陥った場合に当該協議を整えること等、本事業に関する甲及び乙の間の紛争を解決することを目的（以下「本協議会の目的」という。）とする関係者協議会（以下「本協議会」という。）を本契約締結後速やかに設置する。
2. 本協議会は、甲乙いずれかの申し出により開催することができるものとし、開催の申し出を受けた場合、甲及び乙は、本協議会の目的に合致しない場合その他合理的な理由がある場合を除き、開催を拒否することができない。
3. 本協議会の構成員は、甲の関係所属長、乙の役職員並びにその代理人、甲又は乙が必要に応じて定める本事業の関係者とする。
4. 本契約で別途定められている場合を除き、本契約において甲及び乙による協議が予定されている事由について、本協議会で協議した結果、協議開始後 60 日以内に甲及び乙の間で当該協議事由について合意に至らなかった場合には、当該協議事由については、甲が決定するものとし、乙は当該甲の決定内容に従うものとする。

第55条 （財務書類の提出）

乙は、本契約の終了に至るまで、事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に従った監査役による監査済みの計算書類等（会社法第 435 条第 2 項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を甲に

提出する。甲は当該計算書類等を公表することができる。

第56条 （秘密保持）

1. 本契約の各当事者は、本事業、又は本契約に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約を履行する目的以外には使用しないことを確認する。
 - (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報。
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報。
 - (3) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報。
 - (4) 裁判所等により開示が命ぜられた情報。
 - (5) 甲が法令等又は情報公開条例等に基づき開示する情報。
2. 乙は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、以下の者（以下「乙開示先」という。）に対して、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。
 - (1) 乙の出資者及びその役職員
 - (2) 乙及び乙の出資者の弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー
 - (3) 本事業に関して乙に対して融資を検討する金融機関
3. 甲は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、以下の者（以下「甲開示先」という。）に対して、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。
 - (1) 甲の役職員
 - (2) 甲の弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー
 - (3) モニタリング支援機関
4. 前2項の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた甲開示先又は乙開示先が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

第57条 （個人情報の保護）

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第58条 （権利等の譲渡制限）

1. 乙は、本契約に基づき甲に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者

に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他の処分をすることができない。ただし、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 乙は、本契約その他本事業に関して甲との間で締結した契約に基づき乙が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他の処分することができない。ただし、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

第59条 （遅延利息）

1. 甲又は乙が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、大船渡市財務規則第134条第2項に定める割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。
2. 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

第60条 （本業務の停止）

1. 甲は、本契約期間中、要求水準が達成されていないことが明らかになった場合において、乙のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると甲が判断したときは、乙への聴聞を行ったうえで、甲の判断で、必要な期間及び必要な範囲において、乙による本業務の実施の停止を命ずることができる。
2. 前項に基づき本業務の実施が停止された場合、甲は、当該停止した期間及び範囲において、本業務を自ら実施することができる。
3. 第1項に基づき本業務の実施が停止された場合、甲は、乙に対して甲による本業務の実施について協力を要請することができ、乙は、これに協力しなければならない。
4. 第1項に基づき本業務の実施が停止された場合、甲は、乙に対し、本業務が停止された期間に係るサービス対価の支払義務を負わない。

第61条 （要求水準書の変更）

1. 甲は、第42条（法令の変更及び不可抗力）の場合のほかに、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。
 - (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき
 - (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
 - (3) 甲の事由により業務内容の変更が必要なとき
 - (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2. 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われる。
 - (1) 甲は、前各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を乙に通知し、乙の意見を聴取する。
 - (2) 乙は、前号所定の通知受領後 20 日以内に意見書を提出する。
 - (3) 甲は、前号所定の意見書を期限内に受領しないときは、乙の意見がないものとして取り扱うことができる。
 - (4) 甲は、乙の意見に拘束されないが、乙の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて乙の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を乙に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
 - (5) 本契約に基づく乙への支払金額を含め本契約の変更が必要となるとき、甲は、必要な契約変更を行うものとし、乙は、これに協力する。

第62条 （管轄裁判所）

本契約に起因し又は関連する一切の訴訟及び紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第63条 （疑義に関する協議）

本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定める。

第64条 （その他）

1. 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行う。なお、甲及び乙は、当該請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、本契約の有効期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知する。
2. 本契約の履行に関して甲と乙間で用いる言語は、日本語とする。
3. 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
4. 本契約の履行に関して甲と乙間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。
5. 本契約上の期間の定めは、本契約、募集要項等又は提案書類に民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによる。
6. 本契約の定めるところに従って乙が甲に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した甲の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、本契約、

募集要項等又は提案事項に別段の定めがない限り、甲が別途指定するところに従う。

7. 本契約の定める指定日又は期限満了日が開庁日（大船渡市の休日に関する条例（平成4年6月30日条例第5号）第1条第1項に規定する甲の休日を除いた日をいう。以下同じ。）でない場合には、当該指定日又は期限満了日は翌開庁日となる。

別紙1 事業日程（第6条、第12条関係）

- ・維持管理開始日 令和5年4月1日
- ・維持管理終了日 令和6年3月31日

別紙2 本業務一覧（第12条、第34条関係）

乙が実施する業務（維持管理業務）

大分類	中分類	小分類	備考
維持管理	維持管理業務実施計画の策定	維持管理業務に係る業務実施計画の作成	当初
	維持管理（運転管理・保守点検）業務	保守点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ①施設、設備及び機器の日常点検及び定期点検諸記録 ②施設、設備及び機器保守点検に伴う消耗品の交換 ③日常電気設備の点検、諸記録 ④点検設備及び周辺の清掃 ⑤施設、設備及び機器の故障発生時の臨時点検、原因調査記録 ⑥シャッター、扉点検 ⑦フェンス周り点検 ⑧冷暖房設備のシーズン前後点検 ⑨ルーフドレン点検 ⑩自家用電気工作物保守管理 ⑪消防用設備保守点検
		運転管理業務（水処理・汚泥処理）	<ul style="list-style-type: none"> ①水処理施設の運転状況監視、データ管理及び諸記録 ②汚泥脱水処理、諸記録及び脱水汚泥積込補助 ③脱水汚泥運搬・処分 ④し渣運搬・処分
		ユーティリティ等 の調達・管理業務	水処理及び汚泥処理の実施に必要なユーティリティ、備品・消耗品、電力、燃料等の調達・管理
		一般管理水質試験業務（参考資料2（1）一般管理水質試験項目（維持管理項目））	<ul style="list-style-type: none"> ①日常水質試験、脱水汚泥試験 ②定期水質試験 ③脱水汚泥試験諸記録 ④通日試験表諸記録（年4回） ⑤異常発生時における水質分析
		法定水質試験業務（参考資料2（2）法定水質試験項目）	法定水質試験（流入水、放流水、脱水汚泥）
		事務業務	<ul style="list-style-type: none"> ①市との業務打合せ及び各種報告 ②運転管理業務履行計画書の作成 ③年間及び月間業務計画書の作成 ④日報、週報、月報、年報その他各種報告書の作成整理 ⑤運転管理記録の作成整理
		マンホールポンプ場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ①巡回及び保守点検業務 ②監視装置の操作 ③監視及び保守点検 ④諸記録及び諸報告
		その他の業務	①施設内及び場内清掃（除草含む）

			②簡易除雪 ③施設内及び場内の警備 ④見学者対応への協力（説明、安全対策）
修繕業務	必要となる全ての施設・設備の修繕業務		
業務実施報告書の作成	維持管理業務に係る業務実施報告書の作成	維持管理の状況等をまとめた報告書（日報、週報、月報、年報）の作成と市への報告	
引継業務	引継事項の整理・引継業務計画書の作成	引継1ヶ月前迄	
	引継業務の実施	引継1ヶ月前以降	
施設改良計画策定支援	施設改良計画の策定に資する情報提供及び提案	①保守点検記録 ②施設の健全度診断結果 ③改善提案事項	
維持管理計画策定支援	維持管理計画に資する情報提供及び提案	①維持管理日報、週報、月報、年報（不具合発生記録、苦情発生記録等各種報告書を含む） ②改善提案事項（重点管理項目、頻度等を含む）	

別紙3 法令変更による費用の負担割合（第42条関係）

		甲負担割合	乙負担割合
①	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
②	①以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、特に維持管理業務その他本事業に関する事項を類型的又は特別に規制することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び乙又は本事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

また、消費税に関する変更により乙において増加する負担については、いずれも甲の負担とする。

別紙4 付保すべき保険（第11条関係）

維持管理期間中の保険

第三者賠償責任保険

- ・被保険者：受託者並びに市、及び全ての下請負業者
- ・保険の対象：維持管理期間中に生じた偶然な事故により第三者の身体・財物に生じた法律上の賠償責任
- ・保険期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ・補償額：対人 1名あたり1億円、1事故あたり 10億円
対物 1事故あたり1億円

以上

別紙5 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合（第 42 条関係）

本契約期間中に不可抗力が生じ、乙に損害（ただし、乙の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙 5 において同じ。）、損失及び費用（以下「損害等」という。）が発生した場合、甲及び乙は、以下のとおり損害等を負担する。ただし、以下のいずれの場合においても、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合には、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

(1) 維持管理業務に関して生じた損害等

全て甲が負担する。

(2) 上記 (1) 以外の損害等

損害等の額の 100 分の 1 に相当する額を乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

別紙6 流入基準（第21条関係）

水量及び水質に係る流入基準は、以下のとおりとする。

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、次の表のとおりとする。

項目	範囲
時間最大流入水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	15,707 以下
日最大流入水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	10,265 以下

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、次の表のとおりとする。

項目	範囲
BOD(mg/l)	292 以下
SS(mg/l)	228 以下

※ ただし、24 時間以上継続採水後のコンポジット試料の値が基準を超過する場合、流入基準未達とする。

(3) 流入予測水量

維持管理期間中の流入予測水量は、次の表のとおりである。

年度	水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）
令和5年度	5,000

(4) 流入水量の計測方法

流入水量の計測にあたっては、次の計測値から算出することとする。

① 日間流入水量、月間流入水量及び年間流入水量

流入水量＝放流水量

※ただし、計測方法については、甲と乙との間の協議により定める。

② 時間最大流入量及び日最大流入水量に係る水量

流入水量＝放流水量

※ただし、計測方法については、甲と乙との間の協議により定める。

(5) 流入水質の計測位置

流入水質の流入基準の判定にあたっての流入水質の計測位置は、後沈砂池とする。

別紙7 放流水質要求基準（第 22 条関係）

1. 放流水質基準

乙の満たすべき放流水質に係る基準は、以下のとおり。

なお、基準の適否の判定にあたっては、本契約第 31 条（乙による本施設の環境計測）の環境計測による結果（本放流水質基準を満たしていない場合に行う追加の試験を含む。）、本契約第 32 条（甲による放流水の監視、立入検査）第 1 項に定める水質検査その他環境計測による結果に基づくものとする。

項目	法定基準値
p H	5.8 以上 8.6 以下
BOD (mg/L)	15 以下
S S (mg/L)	40 以下
大腸菌群数(個/ml)	3,000 以下

別紙8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応（第 22 条、第 31 条、第 40 条関係）

甲又は乙は、放流水の水質が本放流水質基準を満足できない場合、以下の手続きを行わなければならない。

(1) 第 1 段階：未達の確認及び報告

- ① 乙は、環境計測により放流水質が本放流水質基準を満たしていないことを確認した場合には、速やかに甲に報告するものとする。
- ② 甲は、本契約第 32 条（甲による放流水の監視、立入検査）第 1 項の検査により、本放流水質基準を満たしていないことを確認した場合には、速やかに乙に報告するものとする。

(2) 第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ① 乙は、原則として主体的に要求基準未達の原因究明を行うものとする。なお、流入水の水質に係る本流入基準を超過している可能性がある場合には、24 時間連続の環境計測を行い、状況を確認した後速やかに甲に報告するものとする。
- ② 流入水が本流入基準を満たさない場合は、甲において流入水が基準を満たすよう改善に努めるとともに、通常の処理により対応できない場合は、甲が判断し乙に対し運転方法等について指示するものとする。なお、この場合において、乙は甲の指示のもと対応するものとする。
- ③ 流入水が本流入基準を満たしている場合は、本契約第 22 条（流入水の処理）第 2 項に基づき、乙は原因、改善方法及び改善に要する期間等の内容を記載した改善計画書を速やかに作成提出し、甲の承認を受けた後、改善措置を実施するものとする。
- ④ 原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用は、乙が負担するものとする。
- ⑤ 乙は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、本放流水質基準を満足できるようになるまで、改善状況を甲に報告するものとする。

(3) 第 3 段階：サービス対価（維持管理）の減額

流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、別紙 12（モニタリング及びサービス対価の減額）の 4（サービス対価の減額）の定めに従い、サービス対価（維持管理）を減額するものとする。

(4) 第 4 段階：契約解除、違約金

流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、本放流水質基準を満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、甲は本契約を解除することができるものとする。この場

合、甲は、本契約第 22 条（流入水の処理）第 3 項に基づき、定められた違約金を請求するものとする。

(5) 「やむをえない事態」とは、以下を想定する。

- ① 不可抗力の場合（本契約第 42 条（法令の変更及び不可抗力））
- ② その他乙の責に帰することができない外的要因により、乙の計画で運転できなかったと公正に判断できる場合
- ③ その他、甲が承諾した場合

別紙9 流入基準未達の場合の対処方法（第23条、第24条関係）

本流入基準を満たさない流入水が流入した場合、乙は、以下の定めるところに従い対処するものとする。

(1) 対応可能な悪質流入水の定義

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとする。

- ① 油の一時的な流入（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ② 強酸性又は強アルカリ性の流入水の一時的な流入（pH計にて検出できる範囲のもの）
- ③ 多量きょう雑物の一時的な流入
- ④ 汚濁の程度が著しい有機物の一時的な流入

(2) 対応可能な悪質流入水の場合の措置

流入水の臭気、色やpHの監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、乙は以下の措置をとることとする。

- ① 上記の物質により処理機能が低下しないよう必要な措置をとるものとする。
- ② 乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(3) 対応可能である流入量増加の場合の措置

- ① 乙は、流入水の水量が別紙6（流入基準）に示す時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプで対処できる場合は、適切な運転により、処理を行うものとする。
- ② 乙は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠及びポンプ井の水位等の監視を行うものとする。
- ③ なお、上記の措置で対処できない大雨等に伴う流入量増加の場合、不可抗力とする。

別紙10 管理日報、管理週報、管理月報、管理年報等の記載内容（第33条関係）

乙は、維持管理業務に関して、次の要領により業務に係る報告書を作成するものとする。
なお、各報告書の様式は任意とし、事前に甲が指定する監督職員の承諾を得るものとする。

(1) 管理日報

① 記載事項

- ア. 天候、気温、雨量（気象）
- イ. 報告者（担当）
- ウ. 第31条に基づく環境計測項目の結果（水質）
- エ. 各処理運転フローにおける処理数量（処理状況）
- オ. 各調達物品等の数量（調達）
- カ. 管理の指標としている諸元値（管理）
- キ. 主要機器の運転記録（運転）
- ク. その他記録・報告すべき事項（備考）

(2) 管理週報

① 記載事項

- ア. 管理日報に記載の事項
- イ. 保守・点検・整備の実施内容と結果
- ウ. 事故・故障記録、対処報告
- エ. 管理報告（甲に特に報告が必要な運営上の事項）

② 提出期限

当該週に係る管理週報を翌週火曜日までに提出するものとする。

(3) 管理月報

① 記載事項

- ア. 管理日報に記載の事項
- イ. 保守・点検・整備の実施内容と結果
- ウ. 事故・故障記録、対処報告
- エ. 管理報告（甲に特に報告が必要な運営上の事項）

② 提出期限

当該月に係る管理月報を翌月7日までに提出するものとする。

(4) 管理年報

① 記載事項

ア. 管理月報記載事項の月集計

イ. 必要な報告事項、その他

② 提出期限

年度終了後（ただし、第 28 条（期間満了による引継業務）に基づく引継業務が行われる場合には、引継業務の終了後）10 日以内に提出するものとする。

別紙11 サービス対価（第 35 条、第 37 条、第 43 条関係）

1. サービス対価の構成

本事業において甲が乙に支払うサービス対価は、それぞれ次のとおりである。

分類	各対価の内容	対象となる業務等
サービス対価 （維持管理） 【固定対価】	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の維持管理業務に要する固定費 ・維持管理期間にわたり、隔月（2ヶ月毎）支払う 	維持管理業務の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理業務 ・保守点検業務 ・各種調達業務（物品及び消耗品の購入） ・光熱水費（電力費相当分） ・光熱水費（上記以外） ・水質試験業務 ・修繕業務 ・警備業務 ・清掃業務 ・マンホールポンプ場の維持管理業務 ・今後の施設改良計画等に関する提案業務 ・その他関連業務 ・特別目的会社管理業務（必要に応じて）
サービス対価 （維持管理） 【変動対価】	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の維持管理業務に要する変動費 ・維持管理期間にわたり、当該月（2ヶ月間）の処理水量に応じて隔月（2ヶ月毎）支払う 	維持管理業務の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・各種調達業務（薬品、資材） ・光熱水費（電力費相当分） ・光熱水費（上記以外） ・汚泥運搬・処分業務 ・し渣運搬・処分業務 ・その他関連業務
サービス対価 （維持管理） 【マンホールポンプ場の電力費】	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の維持管理業務に要するマンホールポンプ場の電力費（実費） ・維持管理期間にわたり隔月（2ヶ月毎）支払 	維持管理業務の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ場の電力費

2. サービス対価（維持管理）

(1) サービス対価（維持管理）の考え方

甲が乙に支払うサービス対価（維持管理）は、以下の算式によって算定される。

$$\begin{aligned} \text{サービス対価（維持管理）} &= \text{固定対価} + \text{変動対価} \\ &\quad + \text{マンホールポンプ場の電力費} \\ \text{変動対価} &= \text{変動対価単価（円/千m}^3\text{）} \times \text{処理水量（補正值）（千m}^3\text{）} \end{aligned}$$

- 固定対価とは、本施設における処理水量（補正值）の増減にかかわらず変動しない固定費用に対応する対価をいう。
- 変動対価とは、本施設における処理水量（補正值）の増減に応じて比例的に増減する変動費用に対応する対価をいう。
- 処理水量（補正值）とは、サービス対価（維持管理）の支払い対象月（2ヶ月間）における本施設の処理水量（実績値）の1千m³未満の単位を切り捨てして算出した水量をいう。
- マンホールポンプ場の電力費とは、マンホールポンプ場の稼働により発生する電力費をいい、実際に要した費用を対価とする。

(2) 固定対価と変動対価の内訳

維持管理期間中の固定対価の合計額と変動対価単価の内訳及びマンホールポンプの電力費は、次の表に示すとおりとする。

① 固定対価合計額

	項目	経費（円）
固定対価	施設運転業務費	， ， 000
	光熱水費（固定料金相当分・電力費相当分）	， ， 000
	光熱水費（固定料金相当分・上記以外）	， ， 000
	修繕費	， ， 000
	マンホールポンプの維持管理業務費	， ， 000
	保守点検業務費	， ， 000
	その他経費等	， ， 000
固定対価（税抜）計（円）（A）		， ， 000
消費税額（円）（B）＝（A）×0.10		， ， 000
固定対価合計額（税込）（円）（A+B）		， ， 000

② 変動対価単価

	項目	経費（円/年） ※1
変動	光熱水費（従量料金相当分・電力費相当分）	， ， 000
	光熱水費（従量料金相当分・上記以外）	， ， 000

対 価	薬品費	, , 000
	汚泥運搬・処分費	, , 000
	し渣運搬・処分費	, , 000
変動対価（税抜）計（円／年）		, , 000

↓

変動対価単価（税抜）（円／千m ³ ）（※2）（A）	, , 000
消費税額（円／千m ³ ）（B）＝（A）×0.10	, , 000
変動対価単価（税込）（円／千m ³ ）（A）＋（B）	, , 000

※1：変動対価単価（税抜）は、変動対価（税抜）計を別紙6 流入基準の(3)に定める令和5年度の日平均流入水量により算出した年間予測水量（1,825,000m³）により除し、小数点第3以下を切り捨て処理したものである。

③ マンホールポンプ場の電力費（想定）

項目	経費（円）
マンホールポンプ場の電力費（A）	, , 000
消費税額（円）（B）＝（A）×0.10	, , 000
合計額（税込）（円）（A＋B）	, , 000

(3) 支払方法

サービス対価（維持管理）は隔月（2ヶ月毎）払いとする。

その際、支払う費用については、当該対象月（2ヶ月間）に相当する固定対価（当該年度の固定対価合計額を6で除した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、甲及び乙が協議して定める額）。必要に応じて別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額）の4（サービス対価の減額）に示すサービス対価の減額方法に基づき減額を行う。）と、当該月に係る本施設の処理水量（補正值）に応じた変動対価（当該金額に1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）と、当該対象月（2ヶ月間）にかかるマンホールポンプ場の電力費（実際に要した費用）とする。

(4) 支払手続

- ① 甲は、本契約第33条（業務の報告）第2項の管理月報を受領したときは、受領した日から10日以内に対象の2ヶ月分（4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月）の管理月報の内容を確認し、乙にその結果を通知するものとする。
- ② 甲は、前項の報告内容に応じて別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額）の4（サービス対価の減額）に定めるサービス対価の減額方法に従い固定対価を減

額することができるものとする。この場合、甲はその内容を前項の結果とあわせて、乙に通知するものとする。

- ③ 乙は、上記①及び②の通知を受けた後に、サービス対価（維持管理）の支払いを30日以内に甲に対して書面で請求する。
- ④ 甲は、上記③による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にサービス対価（維持管理）を支払うものとする。
- ⑤ 甲の責に帰すべき事由により、上記④によるサービス対価（維持管理）の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、大船渡市財務規則第134条第2項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができるものとする。

3. サービス対価の改定

(1) 物価変動に伴うサービス対価（維持管理）の改定

① 電力費相当分について

事業期間中の物価変動に伴い、サービス対価（維持管理）のうち、電力費相当分（マンホールポンプの電力費を除く）については、以下のように改定を行う。

ア 甲又は乙は、乙又は維持管理企業（乙又は維持管理企業から維持管理業務を委託された第三者を含む）が調達契約を締結した供給事業者の燃料費調整制度に基づく燃料費調整単価に改定があり、当該変動によってサービス対価（維持管理）の電力費相当分に1,000分の50以上の変動があった場合、1,000分の50を超える部分について当該年度のサービス対価（維持管理）の電力費相当分の変更を請求することができる。

なお、変動の大小にかかわらず、乙は燃料費調整単価の改定があった場合は、サービス対価（維持管理）の改定の要否を確認し、甲に書面により報告を行うものとする。

イ 本規定に基づきサービス対価（維持管理）の変更を行う場合は、以下オに示す方法によって算出される調整額を、当該年度の2月・3月分のサービス対価（維持管理）に追加し、又は同サービス対価（維持管理）から減額する方法で調整する。

ウ 乙は、サービス対価（維持管理）の電力費相当分の変更を請求しようとするときは、対象となる電気の供給を受ける施設の需給契約書または請求書の写し及び電気料金の構成、単価等必要事項を明示した書類（以下、総称して「需給契約書」という。）を甲に提出するものとし、燃料費調整単価の改定があった場合には、当該調整単価が明示された供給事業者の通知又は請求書の写しを甲に提出しなければならない。

エ 月々のサービス対価（維持管理）の電力費相当分は以下に示す方法で算出す

る。

サービス対価（維持管理）の電力費相当分

$$= (\text{従量単価 (円/kWh)} + \text{再エネ発電賦課金 (円/kWh)} + \text{燃料費調整単価 (円/kWh)}) \\ \times \text{月使用量 (kWh)}$$

オ 燃料費調整単価の改定によりサービス対価（維持管理）の電力費相当分を変更する場合については、直近の4月～2月分の電力使用量（実績）に甲及び乙との協議により定めた3月の見込み額を加えた電力使用量を参照し、以下に示す方法で調整額を算出する。

(ア) 契約時の単価より改定後の燃料費調整単価が高い場合

$$\text{調整額} = \text{実際の単価による電力使用料 (円)} - (\text{契約時想定単価による電力使用料 (円)} \times 1.05)$$

(イ) 契約時の単価より改定後の燃料費調整単価が低い場合

$$\text{調整額} = (\text{契約時想定単価による電力使用料 (円)} \times 0.95) - \text{実際の単価による電力使用料 (円)}$$

※ それぞれの値は100円未満切捨てとし、消費税を含まない。

※ 燃料費調整単価は、乙が調達契約を締結した供給事業者のものとする。なお、燃料費調整単価の算出方法が変更された場合は、甲及び乙の間で協議のうえ定めるものとする。

② その他

改定後のサービス対価（維持管理）は、1円未満の端数を切り捨てるものとする。

(2) 改定率の指数

サービス対価（維持管理）の物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

費用	参照指標
維持管理費相当額 (電力費相当分)	上記(2)①参照
維持管理費相当額 (上記費用以外)	物価変動に伴う改定を行わない(対象指標なし)

乙の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標の率が実態に整合しない場合には協議を行うものとする。

また、予期することのできない特別な事情により、維持管理期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価（維持管理）のうち改定対象としていない費用について、著しく不相当となったときは、協議を行うものとする。

(3) 消費税及び地方消費税の改正による改定

本契約期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲の乙への支払に係る消費税及び地方消費税については、甲が改定内容にあわせて負担する。なお、原則として他の税制改正による改定は行わない。

別紙12 モニタリング及びサービス対価の減額（第 22 条、第 30 条、第 37 条関係）

1. モニタリングの基本的考え方

(1) モニタリングの目的

甲は、本事業の実施状況について監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、乙が本契約に定められた業務を確実に履行し、要求水準及び提案事項を達成していることを確認する。

以下では、乙が行うモニタリングを「セルフモニタリング」といい、甲が行うモニタリングを「モニタリング」という。

(2) モニタリングの基本的考え方

乙は、本事業の特性をよく理解するとともに、本業務において求められているサービスの範囲及び水準は変化することも考えられるため、甲と協議の上、本業務に係る計画等の見直しを行うことが必要である。

本事業における要求水準の達成の確認は、乙がセルフモニタリングとして、構成企業及び協力企業等により提供されるサービスの内容により提供されるサービスの内容と業務仕様との合致の確認など業務管理を行ったうえで、その結果を甲に報告する。そして、甲がその報告を基に、乙が本契約で定められた業務を確実に履行し、要求水準及び提案事項を満足しているかを確認等することをモニタリングの基本的な構造とする。

甲は、乙からセルフモニタリングの結果について報告や説明を受け、また自らもモニタリングの一環として現場の確認等を行うことがあるが、これらをもって乙が負うべき業務に関する責任が甲に転嫁されるものではない。

2. モニタリングの対象及び方法

(1) モニタリング対象となる業務

モニタリングの対象となる業務及びサービス対価の減額の対象となる業務は以下の通りである。

業務名	モニタリングの実施	改善勧告	サービス対価の減額等
維持管理に関する業務	○	○	○
事業期間終了時における引継ぎ業務	○	—	—

(2) 費用負担

乙は、甲が行うモニタリングに協力するものとする。なお、乙が行うセルフモニタリングに係る費用は、乙の負担によるものとする。

(3) 維持管理に関するモニタリング

① 実施段階

甲は、維持管理業務開始後において、要求水準どおりに維持管理業務が遂行されているか、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

② モニタリング方法

モニタリングの種類	主なモニタリング事項
定期	甲が、乙に対して定期的に業務遂行状況について行うモニタリング
随時	甲が、乙に対して必要に応じて（不定期に）業務遂行状況について行うモニタリング

○乙が第33条（業務の報告）に基づき作成し提出した業務報告書（月報、年報）の内容を確認 ○物理的計測以外の現地での業務遂行状況等の確認（各種書類、清掃、警備等の状況、等）
○事業開始前に計画書の確認 ○第30条（維持管理業務に関するモニタリング）に基づく業務遂行状況に係る物理的な計測（水質、含水率、騒音・振動、臭気等） ○業務日報等（提出義務がなく現地保管している書類）の書類確認（必要に応じて） ○市民からの苦情等について、随時乙に対して必要な説明を求め、必要に応じて乙の業務遂行状況、要求水準についてモニタリングを実施

(4) 事業終了時のモニタリング

甲は、本契約期間の終了時において、本施設が、本契約期間の終了後少なくとも1年間は後継事業者が消耗部品の取り替えだけを行うことにより要求水準書を満たす機能を維持しているか、また第28条（期間満了による引継業務）に基づく乙の引継業務が適切に行われ、次期事業期間以降の本事業の実施に支障がないか否かを、第28条（期間満了による引継業務）の定め及び乙との協議に基づきモニタリングを行い、確認を行う。

(5) セルフモニタリング実施計画書の策定

乙は、事業契約締結後、甲と協議の上で、維持管理業務に係る要求水準の確保を図るため維持管理業務に係るセルフモニタリング実施計画書を維持管理業務開始前までに策定し、甲に提出する。なお、乙は、当該計画書の策定に当たり、事業契約等で定める各提出書類等の内容等を考慮したものとする。また、乙は、事業遂行の状況を踏まえ、当該計画書を改定することとし、かつその場合は、甲の意見を聴取するものとする。

維持管理業務に係るセルフモニタリング実施計画書に記載する主な内容は次の通りとする。

- モニタリング時期 ※年間予定含む
- モニタリング体制
- モニタリング内容
- モニタリング手続方法（手順）
- モニタリング書類様式

また、乙はセルフモニタリング実施計画書をもとに、要求水準等を満たしているかの確認を自ら行い、その結果を計画書に定めた時期に市に報告するものとする。

3. 要求水準未達の場合の措置

① 改善勧告及び減額ポイントの加算

甲は、モニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合には、乙に対して改善勧告を行うとともに減額ポイントの加算を行う（減額方法の詳細は下記4参照）。

② 改善計画書の策定・提出

改善勧告を受けた場合、乙は、直ちに改善計画書を策定し、甲に提出する。甲は、当該計画により、要求水準の改善・復旧が可能であるか否かについて確認する。なお、確認にあたり、甲は改善計画書の変更を求めることができる。

また、甲は乙と協議の上、改善勧告に対する改善期限を決定する。

③ 改善・復旧行為の実施及び改善状況の確認

乙は、甲の確認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、甲に報告する。甲は、乙からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し、要求水準未達状態の改善・復旧状況を確認する。

また、甲は、改善勧告を行っても改善・復旧がなされない場合には、再度、①の改善勧告の手続きを行う。

④ 改善・復旧費用の負担

要求水準が達成されない場合、甲と乙は、相互に協力し、状況の改善・復旧に努めるものとする。その後、事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、甲の責めに帰すべき場合には、協議の上乙に生じた費用を甲が負担する。その他の場合にあつては、改善・復旧に要した費用は乙が費用を負担する。不可抗力による場合については、第 42 条（法令の変更及び不可抗力）及び別紙 5（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）の規定に従うものとする。

⑤ 維持管理受託者等の変更

甲は、同一の原因に起因する同一事象で、3 回以上の改善勧告が通知されたにもかかわらず、改善期限内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合、乙と協議の上、最終の改善勧告があつた日から起算して 3 ヶ月以内に当該業務担当者の変更又は当該業務の実施企業の変更を求めることができる。

⑥ 契約解除等

以下の契約解除事由に該当するとき、甲は、本契約を解除することができる。

- 乙が改善計画書の提出を拒絶する場合
- その他乙が業務の改善を行う意思がないことが明らかである場合
- 同一の原因に起因する同一事象で、3 回以上の改善勧告が通知されたにもかかわらず、改善期限内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合で、甲が、改善が不可能であると判断する場合
- ⑤に基づく維持管理受託者等の変更後もなお、同一事象での改善勧告が行われた場合で、甲が本契約の継続を希望しない場合
- サービス対価の減額を行う場合において、2 期（4 ヶ月）連続して累積減額ポイントが 30 ポイント以上となった場合
- その他本事業の実施にあたって重大な支障があると認められる場合

4. サービス対価の減額

(1) 減額の基本的考え方

甲は、維持管理業務において、乙が実施する業務が要求水準未達であると確認した場合には、乙に改善勧告を行うとともに、減額ポイントを付与するものとする。付与された減額ポイントを加算し、2 ヶ月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス対価（維持管理）の減額を行うものとする。

(2) 減額ポイントの対象

サービス対価（維持管理）の減額については、維持管理業務に係るモニタリングの

結果であることから、サービス対価（維持管理）の2ヶ月分を対象に行うものとする。

(3) 減額ポイント

甲は、定期モニタリング及び随時モニタリング等を実施し、サービス対価（維持管理）の2ヶ月相当分に対する減額ポイントを2ヶ月毎に確定する。

業務不履行のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

	事 態	減額ポイント
ケース1	本施設が利用できない場合	下記①に従い減額
ケース2	放流水質基準が未達成の場合	下記②に従い減額
ケース3	要求水準が未達成の場合	下記③に従い減額

① 本施設が利用できない場合の措置（ケース1）

甲は、維持管理期間において、本施設が利用できない状態が継続する期間について、下式のとおり減額するものとする。ただし、当該状態の発生について乙の責によらないと甲が認めた場合はこの限りでない。

《計算式》

減額金額＝サービス対価（維持管理）の固定対価の日単価×未達日数

また、ケース1の減額措置の対象となる、本施設が利用できない場合を以下に示す。以下の事象が1日発生するごとに、上述の減額金額の算定の対象となるケース1の状態の延べ発生日数に計上する。

- ・要求水準の未達成、その他の原因により、甲が予定する汚水の受入ができない状態が終日続いた場合

② 放流水質基準が未達成の場合（ケース2）

甲は、維持管理期間において、放流水質基準が未達成の期間について、下式のとおり減額するものとする。ただし、当該状態の発生について乙の責によらないと甲が認めた場合はこの限りでない。

《計算式》

減額金額＝サービス対価（維持管理）の固定対価の日単価×未達日数×1/2

また、ケース2の減額措置の対象となる、放流水質基準が未達成の場合を以下に示す。以下の事象が1日発生するごとに、上述の減額金額の算定の対象となるケース2

状態の延べ発生日数に計上する。

- ・別紙7（放流水質要求基準）に定める放流水質基準が未達の場合。ただし、要求水準に示す流入汚水性状を逸脱する範囲の汚水が流入する場合は除く。

③ 要求水準未達成の場合（ケース3）

甲は、維持管理業務の内容について要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、次の方法によりサービス対価（維持管理）の減額又は支払停止を行う。

ア レベルの認定

甲は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う。各レベルにおける想定される事象及びその事象が発生する期間をあわせて示す。

レベル	想定される事象
レベル1 (軽微なもの)	<ul style="list-style-type: none">・維持管理業務等の怠慢・ミス頻発・業務報告の不備・甲及び関係者への連絡不備・備品、帳簿類等の不備、管理不行き届き・要求要件の不履行等により汚水受入に影響を及ぼしている場合・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合・災害時における未稼働（適切な機能を果たさない事態の発生）・安全措置の不備による事故の発生 等
レベル2 (重大なもの)	<ul style="list-style-type: none">・レベル1に該当する要求水準未達が継続又は頻発している場合・故意又は重大な過失により甲が適切に連絡をとることができない状態にある（長期にわたる連絡不通等）・周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合・乙による不適切な管理に起因して事故や本施設の損壊等が発生した場合・維持管理業務を故意に放棄した場合・甲からの指導・指示に従わない場合・甲へ虚偽の報告をした場合・違法行為

なお、以下の場合、要求水準未達とはしない。ただし、以下に掲げる事由に該当するか否かの証明は、乙が行うものとし、該当するか否かの判断は、甲の合理的裁量により行う。

- ・やむを得ない事由により要求水準未達となった場合で、かつ事前に甲に連絡があり、甲が承諾した場合
- ・甲の責めに帰すべき事由により、要求水準未達となった場合
- ・法令等変更又は不可抗力により、やむを得ず要求水準未達となった場合
- ・その他明らかに乙の責めに帰さない事由により、要求水準未達となった場合

イ 減額ポイントの算定

甲は、上記アのレベルに応じ、次のとおり減額ポイントを算出する。

(ア) レベル1（軽微なもの）については、第1回目の改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、減額ポイントは付与しない。第1回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第1日目として減額ポイントの算定の対象の日数とする。一方、レベル2（重大なもの）の未達状態の際の減額ポイントの付与については、上に述べる第1回目の改善期限までの減額及び減額ポイント付与の保留期間の措置はない。

(イ) 減額ポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について発生1回ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、改善の遅延が乙の責によらないと甲が認めた場合は、減額ポイントの加算を中断することができる。

レベル	減額ポイント
レベル1（軽微なもの）	各事象の発生1回につき 1ポイント
レベル2（重大なもの）	各事象の発生1回につき 10ポイント

ウ サービス対価（維持管理）の減額

2ヶ月間での累積減額ポイントが一定値を超える場合、累積減額ポイントに応じて、サービス対価（維持管理）の固定対価の減額等の措置を行うこととする。減額金額は、当該年度におけるサービス対価（維持管理）の2ヶ月分の合計額に対して、次表のとおりとする。

減額ポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は2ヶ月分単位で行うものとし、翌2ヶ月分間には減額ポイントは持ち越さない。また、甲は、減額後のサービス対価（維持管理）の支払について、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積減額ポイント	減額措置内容	減額割合
10ポイント未満	減額措置行わない	
10ポイント以上	10ポイントで減額割合2.5%	2.5～7.25%

30 ポイント未満	さらに1ポイント増えるごとに0.25%減額	
30 ポイント以上 50 ポイント未満	30 ポイントで減額割合 7.5% さらに1ポイント増えるごとに0.5%減額	7.5~17.0%
50 ポイント以上	50 ポイント以上で、減額割合 20%で固定	20%

エ 減額ポイントの連続発生に伴う措置

2期(4ヶ月分)連続して累積減額ポイントが30ポイント以上となった場合、甲は、上記ウのサービス対価(維持管理)の減額措置に加え、2期目のサービス対価の支払いを停止する。

この場合、当該連続する4ヶ月間以降の次の2ヶ月間において、累積減額ポイントが30ポイント未満となった場合、減額ポイントが30ポイント未満となった2ヶ月間のサービス対価(維持管理)に、支払い停止となった期間のサービス対価(維持管理)を加算して支払う。

5. サービス対価(維持管理)の返還

サービス対価(維持管理)の支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、甲への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければサービス対価(維持管理)が減額される状態であった場合、乙は、減額されるべきサービス対価(維持管理)に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべきサービス対価(維持管理)を甲が乙に支払った日から、甲に返還する日までの日数につき、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(1年を365日とする日割計算とする。)で計算した額の違約金を付するものとする。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（大船渡市財務規則（平成11年規則第17号）第129条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 大船渡市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、大船渡市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請

契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（この項において「長期継続契約」という。）においては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

- 第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を大船渡警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

- 第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当っては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、番号利用法及び大船渡市個人情報保護条例(平成17年大船渡市条例第30号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の明確化)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(適正な管理)

第5 乙は、この契約による事務に係る個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第9 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に委託してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法
（資料等の返還及び廃棄等）

第11 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

（報告義務）

第12 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（従事者の監督）

第13 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（事故報告）

第14 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（実地調査）

第15 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査することができる。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第16 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。